

■部会 Report

風車検査スキーム検討委員会の活動紹介

風車検査スキーム検討委員会 委員長 松島 聡

1. はじめに

本年6月24日に改正電気事業法が公布され、風力発電設備に定期安全管理検査制度が導入されることとなった。2年6ヶ月以内に施行される予定である。

日本風力発電協会（JWPA）では定期的な検査が義務付けられることを踏まえ、2014年11月から JWPA 内に風車検査スキーム検討委員会及びワーキンググループを設置して、「風車検査スキーム（定期安全管理検査制度の試行版）」の検討を進めてきた。本年7月に風車検査スキームを策定したところである。

風車検査スキームは、法の施行に先立ち、JWPA が自主的に検査を試行するために策定したものである。法に基づく定期安全管理検査制度へのスムーズな移行をはかっていくため、本年10月から風車検査スキームを実際に運用し、課題を抽出して改善していく予定である。

JWPA の定期的な検査に対する自主的な取り組みの結果は、今後国が整備する定期安全管理検査の法体系に反映されていくものと想定される。

本稿では、風車検査スキーム及び今後のスケジュールの概要について紹介する。

2. 風車事故発生の状況

2013年以降、風車事故が増加した。経済産業省、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（事故対応WG）に報告された事故の件数は、2013年3月から2014年7月までで19件となっている。

内訳は、ハブ・ナセル落下3件、火災2件、ブレード飛散等11件、支持物不具合1件、その他2件である。

3. 保安確保に向けた制度見直しの経緯

2014年10月の第5回事故対応WGおよび2014年11月の第7回電力安全小委員会において、定期的なメンテナンスを適切に実施することによって、事故を未然に防止できた事例も多いことが報告された。そして、同電力安全小委員会において、風車の定期安全管理検査を法的

に義務付けることが示され、本年、電気事業法第55条（定期安全管理検査）が改正された（図1）。

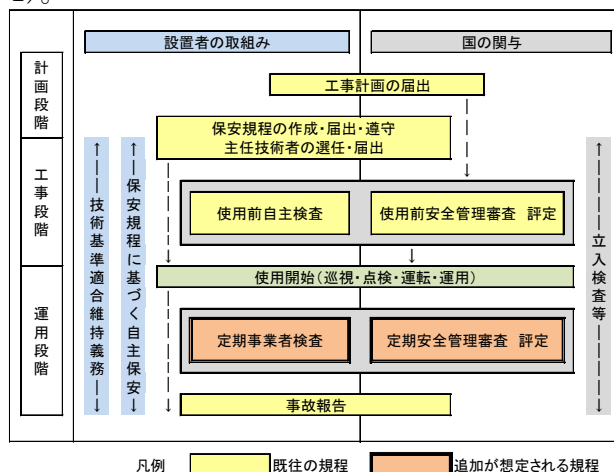


図1 風力発電設備の安全規制体系（今後）

4. 風車検査スキーム（定期安全管理検査制度の試行版）

定期安全管理検査制度は、設置者の実施した定期事業者検査の結果を、審査機関が法定審査6項目について審査する制度である。風力発電設備については、審査機関は第8回電力安全小委員会において、登録安全管理審査機関とする方向性が示されている。

風車検査スキームの構成を図2に示す。JWPAでは、定期的な検査及び審査を自主的に実施するために、定期事業者検査のための定期点検指針（試行版）、定期安全管理審査のための手引き（試行版）等を策定した。

電気事業法 第55条		定期事業者検査	定期安全管理審査	評定
実施者		設置者	登録安全管理審査機関*	国*
規程	政省令	省令94条 (改定を想定)	政令9条 省令94条 他 (改定を想定)	省令94条
	解釈・内規	定期事業者検査の方法の解釈等 (試行版)	使用前・定期安全管理審査実施要領(内規) (試行版)**	-
	民間規格等	風力発電設備の定期点検指針 (試行版)	定期安全管理審査の手引き (試行版)	-

* 2015年10月からの試行ではJWPAにて実施予定(審査員の登録、委員会で評定)

**経産省の内規(20120909商局第67号)に追記して試行版とする予定
2015年10月からの試行では試行版にて運用の予定

図2 風車検査スキームの構成

